

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

| 規則  | ページ |
|---|-----|
| ◎高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 1   |
| 高知県人事委員会規則                                  |     |
| ◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則                  | 4   |

## 規 則

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月12日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県規則第65号

#### 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則（平成28年高知県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

### 別記

#### 第1号様式（第2条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

届出者 住所（所在地）

氏名（名称）

事業税課税免除届出書

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例第6条の規定により、事業税の課税免除について次のとおり届け出ます。

| 課税免除の届出の年又は事業年度 | 年 月 日<br>年 月 日 | 特定業務施設等用設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度 | 年 月 日<br>年 月 日 | 税目    | 個人事業税<br>法人事業税 |
|-----------------|----------------|---------------------------------|----------------|-------|----------------|
| 区分              | 課税免除前の申告（課税）額  | 課税免除額                           | 課税免除後の申告（課税）額  |       |                |
|                 | ①              | ②                               | ①－②            |       |                |
|                 | 税率             | 課税標準額                           | 税額             | 課税標準額 | 税額             |
| 所得金額            | 千円             | 円                               | 千円             | 円     | 千円             |
|                 | 100            |                                 |                |       |                |
|                 | 100            |                                 |                |       |                |
|                 | 100            |                                 |                |       |                |
|                 | 計              |                                 |                |       |                |
| 収入金額            | 千円             | 円                               | 千円             | 円     | 千円             |
|                 | 100            |                                 |                |       |                |
| 合計              |                |                                 |                |       |                |
| 備考              |                |                                 |                |       |                |

注 1 「課税免除額」欄には、特定業務施設等用設備のうち特定業務施設の用に供する設備である減価償却資産に係る事業に対する事業税の課税免除額を記入してください。

2 課税免除の措置の適用を受ける最初の年又は事業年度に係る届出のときは、次に掲げる書類を添えてください。

- 特例措置の要件等に関する明細書（別記第3号様式）
- 事業所全体の平面見取図（新增設をした部分を明示してください。）
- 事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
- 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表十六（一）「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」又は別表十六（二）「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し等特定業務施設等用設備を事業の用に供した日、取得価額、耐用年数、特別償却の有無等を明らかにする書類
- 特定業務施設等用設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度及びその前年又は前事業年度の営業報告書又は決算書
- 事業所の所在地を示す地図

別記第2号様式及び別記第3号様式（裏面を含む。）中「特定業務施設用設備」を「特定業務施設等用設備」に改める。  
別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

**第4号様式**（第2条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

届出者 住所（所在地）  
氏名（名称）

事業税課税免除額修正届出書

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、事業税の課税免除に係る届出又は決定について次のとおり修正の届出をします。

|                    |  |                                 |    |       |    |                |    |
|--------------------|--|---------------------------------|----|-------|----|----------------|----|
| 届出年月日又は決定番号及び決定年月日 |  | 第 号 年 月 日                       |    |       |    |                |    |
| 課税免除の届出の年又は事業年度    | 年 月 日  | 特定業務施設等用設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度 |    | 年 月 日 | 税目 | 個人事業税<br>法人事業税 |    |
|                    | 年 月 日  | 年 月 日                           |    | 年 月 日 |    |                |    |
| 修正内容               |  |                                 |    |       |    |                |    |
| 区分                 | 課税免除前の申告（課税）額  |                                 |    | 課税免除額 |    | 課税免除後の申告（課税）額  |    |
|                    |  | ①                               |    | ②     |    | ①-②            |    |
|                    | 税率   | 課税標準額                           | 税額 | 課税標準額 | 税額 | 課税標準額          | 税額 |
| 所得金額               | —<br>100   | 千円                              | 円  | 千円    | 円  | 千円             | 円  |
|                    | —<br>100   |                                 |    |       |    |                |    |
|                    | —<br>100   |                                 |    |       |    |                |    |
|                    | 計  |                                 |    |       |    |                |    |
| 収入金額               | —<br>100   |                                 |    |       |    |                |    |
| 合計                 |  |                                 |    |       |    |                |    |
| 修正届出書の提出理由         | 1 課税免除前の申告額又は課税額の変更<br>2 按分率 <sup>かん</sup> の変更<br>3 その他（ ） |                                 |    |       |    |                |    |

注 1 「課税免除額」欄には、特定業務施設等用設備のうち特定業務施設の用に供する設備である減価償却資産に係る事業に対する事業税の課税免除額を記入してください。  
2 修正届出書の提出理由が「2 按分率<sup>かん</sup>の変更」の場合は、知事が別に定める「課税免除届出所得金額（収入金額）に関する明細書」を添えてください。

第5号様式 (第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

事業税課税免除決定通知書

年 月 日付けで届出のありました事業税の課税免除については、次のとおり決定しましたので通知します。

| 年又は事業年度     | 年 月 日               |            |                     | 年 月 日事業開始に係る |                         | 税目                | 年度           |     |  |
|-------------|---------------------|------------|---------------------|--------------|-------------------------|-------------------|--------------|-----|--|
|             | 年                   | 月          | 日                   | 年            | 月                       |                   | 年度分          | 事業税 |  |
| 区分          | 申告額 (課税額)           |            |                     | 課税免除届出額      |                         | 免除率               | 課税免除決定額      |     |  |
|             | 税率                  | 課税標準額<br>① | 税額                  | 課税標準額        | 税額                      | $\frac{④}{③} = ②$ | 課税標準額<br>①×② | 税額  |  |
| 所得金額        | $\frac{\quad}{100}$ | 千円         | 円                   | 千円           | 円                       | —                 | 千円           | 円   |  |
|             | $\frac{\quad}{100}$ |            |                     |              |                         |                   |              |     |  |
|             | $\frac{\quad}{100}$ |            |                     |              |                         |                   |              |     |  |
| 計           |                     |            |                     |              |                         |                   |              |     |  |
| 収入金額        | $\frac{\quad}{100}$ |            |                     |              |                         | —                 |              |     |  |
| 合計          |                     |            |                     |              |                         |                   |              |     |  |
| 課税免除額に関する明細 | 事務所又は事業所            |            |                     | 計算基礎         |                         |                   |              |     |  |
|             | 名称                  | 所在地        | 県内の事務所又は事業所の従業者数の合計 |              | 新增設をした特定業務施設等用設備に係る従業者数 |                   |              |     |  |
|             |                     |            | 人                   |              | 人                       |                   |              |     |  |
|             | 計                   |            |                     | ③            |                         | ④                 |              |     |  |
| 備考          |                     |            |                     |              |                         |                   |              |     |  |

- (審査請求及び取消訴訟に関する教示)
- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
  - この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
    - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
    - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年7月12日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第10号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第6項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4）異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う作業に従事する職員の特殊勤務手当（別表第1の21の表の2の（2）の業務に係るものに限る。）

第11条第3項中「作業」を「作業及び同表の21の表の2の（2）の業務」に改める。

別表第1の21を次のように改める。

21 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う作業に従事する職員の特殊勤務手当（災害応急作業等手当）

| 支給の対象   | 区分  | 金額  | 備考  |
|---|---|---|---|
| 1 治山林道課、土木部の本庁、農業振興センター、林業事務所又は土木部の出先機関に勤務する職員が、区分欄に掲げる作業又は業務に従事したとき。 | 暴風雨、大雨、高潮、津波又は洪水の警報発令後に行う作業で特に危険を伴うおそれがあるもの又はその指導監督の業務  | 1日当たり 710円  |   |
|   | 水防作業の現場における指導監督若しくは水防作業又は災害調査業務（災害状況の調査業務を含む。）  | 1日当たり 1,080円  |   |
| 2 職員が、区分欄に掲げる作業又は業務に従事したとき。   | （1）異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う作業又は業務<br>ア 河川の堤防等<br>イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺<br>ウ 漁港、港湾、海岸等 | 1日当たり 710円<br>（夜間（日没時から日出時までの間をいう。以下この表の21の表において同じ。）において作業又は業務に従事した場合には1,065円、著しく危険な区域において作業又は業務に従事した場合は1,420円） | 大規模な災害として人事委員会が別に定める災害に係る区分欄に掲げる作業又は業務に従事した場合における当該作業又は業務に係る手当の額は、金額欄の規定にかかわらず、1日当たり1,080円（夜間において作業又は業務に従事した場合には1,620円、著しく危険な区域において作業又は業務に従事した場合には2,160円）とする。 |
|   |   | 1日当たり 1,080円<br>（夜間において作業又は業務に従事した場合は1,620円、著しく危険な区域において作業又は業務に従事した場合には2,160円）                                  |   |

(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した現場で行う業務で人事委員会が別に定めるもの

1日当たり 1,080円  
(夜間において業務に従事した場合にあっては1,620円、著しく危険な区域において業務に従事した場合にあっては2,160円)

別表第3の14を次のように改める。

14 重大な災害が発生した箇所又はその周辺における災害警備、遭難救助等の作業に従事する職員の特殊勤務手当（災害警備等作業手当）

| 支給の対象  | 区分  | 金額              | 備考   |
|--|---|-----------------|--|
| 1 職員が、異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業に従事したとき。 | (1) 夜間（日没時から日出時までの間をいう。以下この表の14の表において同じ。）において作業に従事したとき。                 | 1日当たり<br>1,260円 | 大規模な災害として人事委員会が別に定める災害に係る1から3までの作業に従事した場合における当該作業に係る手当の額は、金額欄の規定中「1,260円」とあるのは「1,620円」と、「1,680円」とあるのは「2,160円」と、「840円」とあるのは「1,080円」とする。 |
|  | (2) 引き続き2日以上作業に従事し、かつ、いずれかの日において人命救助の作業又は立入禁止区域等での作業に従事したとき（夜間の場合を含む。）。 | 1日当たり<br>1,680円 |  |
|  | (3) (1)及び(2)の作業以外の作業に従事したとき。  | 1日当たり<br>840円   |  |
| 2 職員が、都道府県警察に災害警備本部が設置された場合又は相当多数の死傷者のある災害が発生した場合において、鑑識の作業に従事したとき。                        | (1) 夜間において作業に従事したとき。  | 1日当たり<br>1,260円 |  |
|  | (2) 引き続き2日以上作業に従事し、かつ、いずれかの日において立入禁止区域等での作業に従事したとき（夜間の場合を含む。）。          | 1日当たり<br>1,680円 |  |
|  | (3) (1)及び(2)の作業以外の作業に従事したとき。  | 1日当たり<br>840円   |  |
| 3 職員が、著しく危険な人命救助の作業に従事したとき。  | (1) 夜間において作業に従事したとき。  | 1日当たり<br>1,260円 |  |
|  | (2) 引き続き2日以上作業に従事したとき（夜間の場合を含む。）。                                       | 1日当たり<br>1,680円 |  |
|  | (3) (1)及び(2)の作業以外の作業に従事したとき。  | 1日当たり<br>840円   |  |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定は、令和6年1月1日から適用する。